

## インフルエンザに伴う出席停止について

お子様がインフルエンザ(新型・季節性を問わない)に感染した場合は、「学校保健安全法」により「出席停止」となります。医師より登校許可が出るまで登校を控え、回復に努めて下さい。

医師より登校の許可があり、登校させる時は右記の「インフルエンザ出席停止期間届け」に記入の上、学校に提出して下さい。(保護者の方が必ずご記入下さい。)

※病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

※出席停止期間は欠席扱いにはなりません。

○医師の診断を受け「インフルエンザ」と診断される。

↓

○学校に「インフルエンザ」と診断されたことを連絡する。

↓

○医師の診断により登校が許可されましたら右記のインフルエンザ出席停止期間届け」を保護者の方が記入し、登校時に提出して下さい。

○出席停止期間『発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで』

### インフルエンザ いつから登校していいの？ 小・中・高校版

登校していいのは、この2つがそろった時

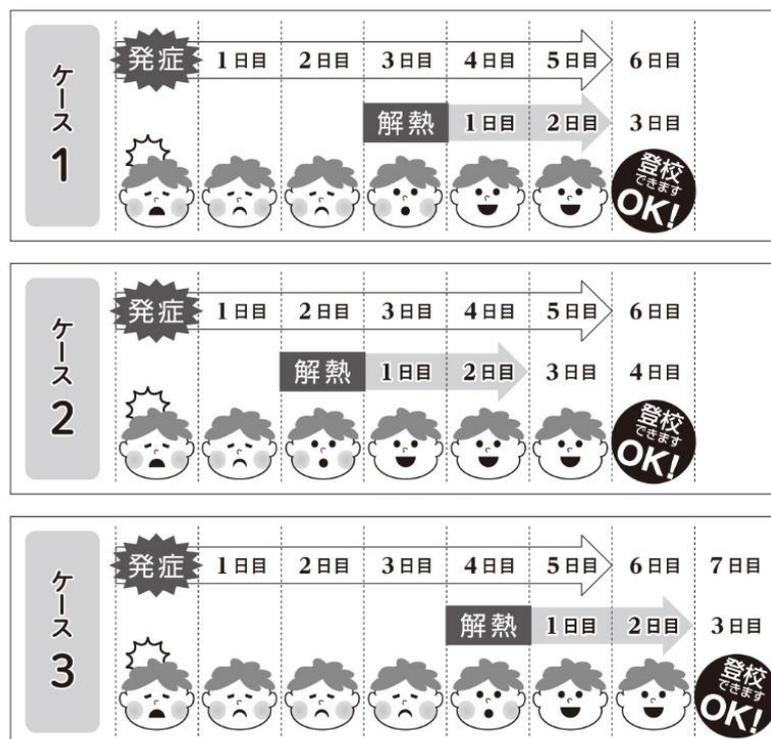
解熱後  
**2**日  
経過している

+

発症後  
**5**日  
経過している

※発熱がみられた日を発症とします

※ただし、医師に「感染のおそれがない」と認められた時は登校してもOK



## インフルエンザ出席停止期間届(保護者記入)

中・高 年 組 番 生徒氏名

---

①診断名：インフルエンザ \_\_\_\_\_型(不明の場合は空欄)

②医療機関名： \_\_\_\_\_

③出席停止期間

発症日(症状が出た日) \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

解熱日(熱が下がった日) \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

登校許可日 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 より登校可

出席停止期間 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日(届出日)

保護者名

印

---

生徒氏名の記載されたインフルエンザの治療が行われたことがわかる書類等のコピー(医療機関の領収書や診療費明細書、薬の説明等)を添付して下さい。